

令和3年度第2回全国健康保険協会滋賀支部評議会

開催日時：令和3年10月22日（金）10：00～12：15

開催場所：全国健康保険協会滋賀支部会議室

出席者：海老評議員、氏家評議員、杉江評議員、田中評議員、田端評議員、日爪評議員、
廣瀬評議員、山中評議員、山本評議員（五十音順）

事務局：西田支部長、阿川部長、袴田部長、佐井グループ長、潟渕グループ長、
瀬戸グループ長、角川グループ長、竹内グループ長補佐、

傍聴者：なし

議 事：（1）2022年度～2026年度の収支見通しについて

（2）令和4年度保険料率に関する論点について

（3）インセンティブ制度について

（4）令和4年度滋賀支部事業計画の主な重点施策について

（5）令和4年度支部保険者機能強化予算（案）について

（6）令和3年度支部保険者機能強化予算補正予算（案）について

（7）令和3年度滋賀支部事業報告

議題1と2. 2022年度～2026年度の収支見通しについて/令和4年度保険料率に関する論点 について

議題1と2について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【学識経験者 A】

「厳しい厳しい」と言いながら黒字が続いて、準備金残高が5か月分。これはアナウンスと実質が乖離している。国民感情とも乖離しているのではないか。1か月分が必要で5か月あるなら取り崩せと民間の感覚なら言いたくなる。

【事業主代表 A】

コロナ禍で助成金のような制度も使いながら何とか頑張っている。そんな中、2022年には適用拡大が予定されていて、事業主負担が増えることは目に見えている。こうした状況が一方であり、協会の準備金が積みあがっているという状況がもう一方にある。何かメッセージとして、料率を下げる、下げられる率はしれているのだろうけれども、いったん下げるといえることはできないのかと思う。

【事業主代表 B】

「ワニの口」「赤字構造」と何度も聞かされてきたが、コロナによる受診控えという特殊要因であることは理解できるにせよ、ワニの口が閉じることもあると知り驚いた。これまでも医療費が下がる余地があったのかもしれない。適正な受診というのはやはり大切だ。

準備金は法律上1か月分と決まっていることは知っているが、この基準は何なのか。3か月分必要というような議論があってもよい。法定準備金の妥当性とはどこに根拠があるのか。

【事務局】

1か月というのは当時の健康保険組合の準備金の考え方において、解散に備えることなどを考慮したものだが、協会けんぽは最後のセーフティーネットであるという点から、準備金に対して保守的な視点をとってしまうという面はある。

【議長】

そういった視点からの説明も加えていただきたい。生活に直結することなので、説明は丁寧に行ってほしい。

当評議会としては保険料率引き下げるべきだという意見である。なお、タイミングは従来通りでよい。

議題3. インセンティブ制度について

議題3について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【議長】

令和2年度実績に対する点から議論をお願いしたい。

【事業主代表C】

何の補正もしない数字を使う場合、支部間の納得を得られるのか疑問。個人的には日本がコロナで大変な状況なのだから一時的にインセンティブは止めたほうがいいのではないかと考えている。社会が落ち着いてからまた競争を始めるということではよいのではないか。

【学識経験者A】

あるべき方向性としてはインセンティブを活性化させたい。でも今は踏みとどまるべきではないか。

【事業主代表B】

補正にしても料率にしても、損をする支部と得をする支部が出てくるのだから意見が分かれるのは当然であり、議論する意味が分からない。逆に、新型コロナの影響が落ち着くまでインセンティブ制度を凍結するべきという議論までである中で、料

率を上げるなどと考えることに意味があるのかも分からない。制度の停止をしないのであれば現状維持が良い。

【議長】

できればインセンティブ制度はいったん凍結する。それができなければ、すくなくとも保険料率については据え置きという意見で本部に報告することとしたい。

次にインセンティブ制度の具体的な見直し案について意見を頂戴したい。

【事業主代表A】

インセンティブ制度自体が段階的運用下であり本格実施になっていない中で、つまり効果がこのようにはありましたというデータもない中で見直しの議論というのはできなのではないか。また、かなりテクニカルな内容なので、本部で判断するのがよいのではないか、とも思う。

【学識経験者B】

コロナ禍の中でインセンティブ制度を実施すること自体が疑問だという議論もある中で意見を出すことはできないのではないか。

また、非常時だからこうやってほしいという話だけれども、その非常時ということについて本部や政府がどのように考えているのか伝わってこない。非常時というのは次に起きないとは限らないのに、その非常時について本部がどう考えているのか感じ取れないのでは、未来に向けての見直し案について意見を出すことはできない。

【議長】

コロナの影響を強く社会が受けている中でそもそもインセンティブ制度を維持するのかという意見もある中で、こうしたことを議論すること自体が如何なものなのか。こうした状況にインセンティブ制度はなじまないのではないかという意見を本部に報告することとする。

議題 4～6. 令和4年度滋賀支部事業計画の主な重点施策について/令和4年度支部保険者機能強化予算(案)について/令和3年度支部保険者機能強化予算補正予算(案)について

議題 4～6 について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【学識経験者B】

健康教室事業が盛況で、特にメンタルヘルスへの関心が高まっているというのは

興味深い。

【事業主代表 A】

来年度予算は今年度の事業の実績をしっかりと踏まえて作成してほしい。そのことが分かる資料を次回評議会ですべて示してほしい。

【事務局】

了解した。

議題 7. 令和 3 年度滋賀支部事業報告

議題 3 について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【学識経験者 C】

傷病手当金と障害厚生年金の併給調整というのは、具体的にどのような事案か。

【事務局】

傷病手当金の支給を受けた後に、障害厚生年金の決定が出るというケースがある。そのような場合には傷病手当金の全部または一部の返納をお願いすることになる。

【事業主代表 C】

マイナンバーと保険証の連携について、報道では一部の限られた病院でしか実施できていないようだが、滋賀支部としてはどのような見通しを持っているか。

【事務局】

保険者にとっても加入者にとってもメリットの大きい事業なので、メリットについての広報をしっかりと行っていきたい。

【学識経験者 B】

特定保健指導の新たな手法とはどのようなことか。他の事業では研修会を ZOOM で行うなどの事例が挙げられているが、特定保健指導については遠隔実施などがされているか。

【事務局】

資料中の「平成 30 年度からの新たな手法」というのは特定保健指導の当日実施のことを指している。遠隔実施については、本人の希望があれば ZOOM で行っており、健康教室も一部 ZOOM で行っているが、中々すべて切り替わるころまでには行っていない。